

核兵器禁止に関する条約（概要）

原水爆禁止日本協議会
事務局次長・土田弥生

前文：

- 核兵器の人道的結末→いかなる状況下においても二度と使用されてはならない
- 核兵器使用の被害者（ヒバクシャ）および核実験の被害者の苦難
- 核兵器の使用は、国際法・国際人道法の原則と規定に反する
- 国連憲章の原則の実現
- 核兵器の禁止が包括的な軍備撤廃への重要な貢献となる
- 核兵器撤廃の促進のために、さらなる効果的措置の達成が緊急に必要である
- そのために行動、さらに全般的かつ完全な軍備撤廃に向けた行動の決意
- NPT（核不拡散条約）、CTBT（包括的核実験禁止条約）、非核兵器地帯条約の重要性、貢献
- 核兵器完全廃絶の呼びかけなど公的良心の役割を強調、そのための国連、赤十字委員会、非政府組織、ヒバクシャのとりくみへの認識

第1条 全般的義務＝禁止項目

- 開発、生産、製造、取得、保有、貯蔵の禁止
- 核兵器と核爆発装置の移転と管理を与えることの禁止
- 核兵器と核爆発装置の移転と管理を受けることの禁止
- 使用の禁止
- 核実験爆発や核爆発の禁止
- この条約で禁止される活動への援助、奨励、勧誘の禁止
- この条約で禁止される活動への援助を求めたり受けることの禁止
- 締約国の領土と管轄地域における核兵器と爆発装置の配置、設置、配備、実験爆発、その他の核爆発を禁止し防止する

第3条 保護措置

第4条 自国の核兵器を廃棄した国家に対する措置 検証はIAEA（国際原子力機関）
2001年12月5日以降、核兵器や核爆発装置を製造、保有、取得し、条約の発効前に廃棄した締約国は、その完全性の検証についてIAEAと協力する

第5条 4条で適用されない状況への措置

厳格で効果的な国際管理のもとでの残存する核兵器プログラムの検証された不可逆的な廃絶についての規定など、核軍備撤廃に関するさらに効果的な措置についての提案→追加議定書→締約国の再検討会議

第6条 援助

核被害者へ十分な援助をおこなう（社会、経済支援、医療、リハビリ、精神的支援、汚染地域の環境改善に向けた支援を要請し、受ける権利支援は、国連システム、国際、地域・国家組織や非政府組織などから受ける

第7条 国家の実施措置—義務の履行、違反への措置

第8条 条約の義務を履行するための国際協力

第9条 締約国会議

発効後1年のうちに事務総長が第1回会議を招集
発効後、5年後に再検討会議

第10条 費用

第11条 修正

第12条 紛争の解決

第13条 普遍性

第14条 条約は署名にオープンにする

第15条 批准

第16条 40カ国が批准して、90日後に発効

第17条 保留は受け入れない

第18条 条約の期間は無期限
条約から脱退する権利

第19条 他の条約下の義務に影響を与えない

第20条 条約の寄託者—国連事務総長

第21条 正本